

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和32年12月11日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月11日から33年11月10日まで
② 昭和33年11月10日から34年10月1日まで

申立期間①について、社会保険庁の記録では、勤めていたA社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年11月10日となっているが、保管している当時の健康保険被保険者証(写し)には32年12月11日と記載されている。また、33年1月4日に会社で写した写真も残っている。

昭和32年12月からA社で働いていたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者資格取得日が33年12月となっていることに納得できない。

申立期間②について、当時の標準報酬月額がもう少し高かったはずである。

昭和33年11月から34年9月までの11か月分の標準報酬月額が1万円であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は昭和32年11月11日にA社で資格取得していることが確認できる。

また、申立人の妻から提出された健康保険被保険者証の写し(昭和57年2

月 26 日交付)には、被保険者資格取得日は 32 年 12 月 11 日と記載されていることが確認できるところ、申立人の妻は、「提出した健康保険被保険者証の写しは、子供が中学校の修学旅行に行く際に持たせたものである。」と証言している。

また、申立人から提出された A 社で撮影された写真及び申立人の日記により、申立人は少なくとも昭和 33 年 1 月 4 日には同社で勤務していたことが確認できる上、元同僚（4 人）の証言、及び申立人と同様に A 社を一旦退職し、申立人が復職したと推認される時期から約 4 か月後（同年 4 月）に復職している元同僚（1 人）の厚生年金保険被保険者記録により、同社では、復職した従業員について試用期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いは無かったと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 32 年 12 月 11 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は 1 万円とされている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得時の標準報酬月額は、6 等級(8,000 円)から 9 等級(1 万 2,000 円)に変更されていることが確認できる。

また、申立人以外にも、標準報酬月額について A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録が一致していない者（1 人）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録に係る管理が不適切であったものと推認され、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が主張する 1 万 2,000 円に訂正することが必要である。